

特別支援学級入級予定者の校区外就学の取り扱い

◎ 基本となる取り扱い

特別支援学級への入級を予定または検討されている人についても、校区外の小学校または中学校への入学を希望することができます。

この場合、「希望できる学校の範囲」「対象者」「校区外の学校への入学希望に係る人数制限」については、同様の制限を受けることとなります。

➤ 「隣接校区校選択希望制度の概要」を参照してください。

◎ 受け入れの制限

校区外の学校への入学希望について、人数制限の枠内に入り、校区外への入学を希望できることとなった場合でも、特別支援学級の学級編成の関係から、次のとおり受入制限を設けています。

(1) 人数制限

次に該当するときは、校区外の学校への入学希望は認められない場合があります。

- ① 学級の新設を伴う場合
- ② 1学級の上限8人を超えることにより、学級増設となる場合

(2) 受入人数による制限

ア 学級新設や学級増設を伴わない場合であっても、受入校で該当する特別支援学級の在籍児童生徒数、校区内からの入学予定者数、転入者等の対応分の状況によって、校区外の学校から受入可能な人数（受入人数）を設定します。

したがって、校区外からの入学希望者数が、設定した受入人数を超えるときは、抽選を実施します。

また、受入人数がゼロの場合であっても、転出などの状況で繰り上げ当選により入学できることがあるので、優先順位を決定するため、抽選を実施します。

イ 抽選は公開で実施します。

抽選となる場合は、対象となる人に対し、あらかじめ教育委員会から抽選日時、抽選場所等を通知します。

- ① 抽選通知の発送 11月上旬～中旬
- ② 抽選予定日 11月28日（土）※都合により変更する場合があります。

※優先枠であっても受入枠の抽選が発生する可能性がございます。

(3) 抽選で当選しなかった人

抽選で当選しなかった人は、希望する学校の「補欠」の希望者として優先順位をつけて登録します。転出などの状況で繰り上げ当選となる場合は、教育委員会から個別に連絡いたします。

- 繰り上げにより、校区の学校で学級がなくなる場合は、繰り上げ当選は認められません。
- 繰り上げ当選による取扱いは、2月末日をもって終了します。